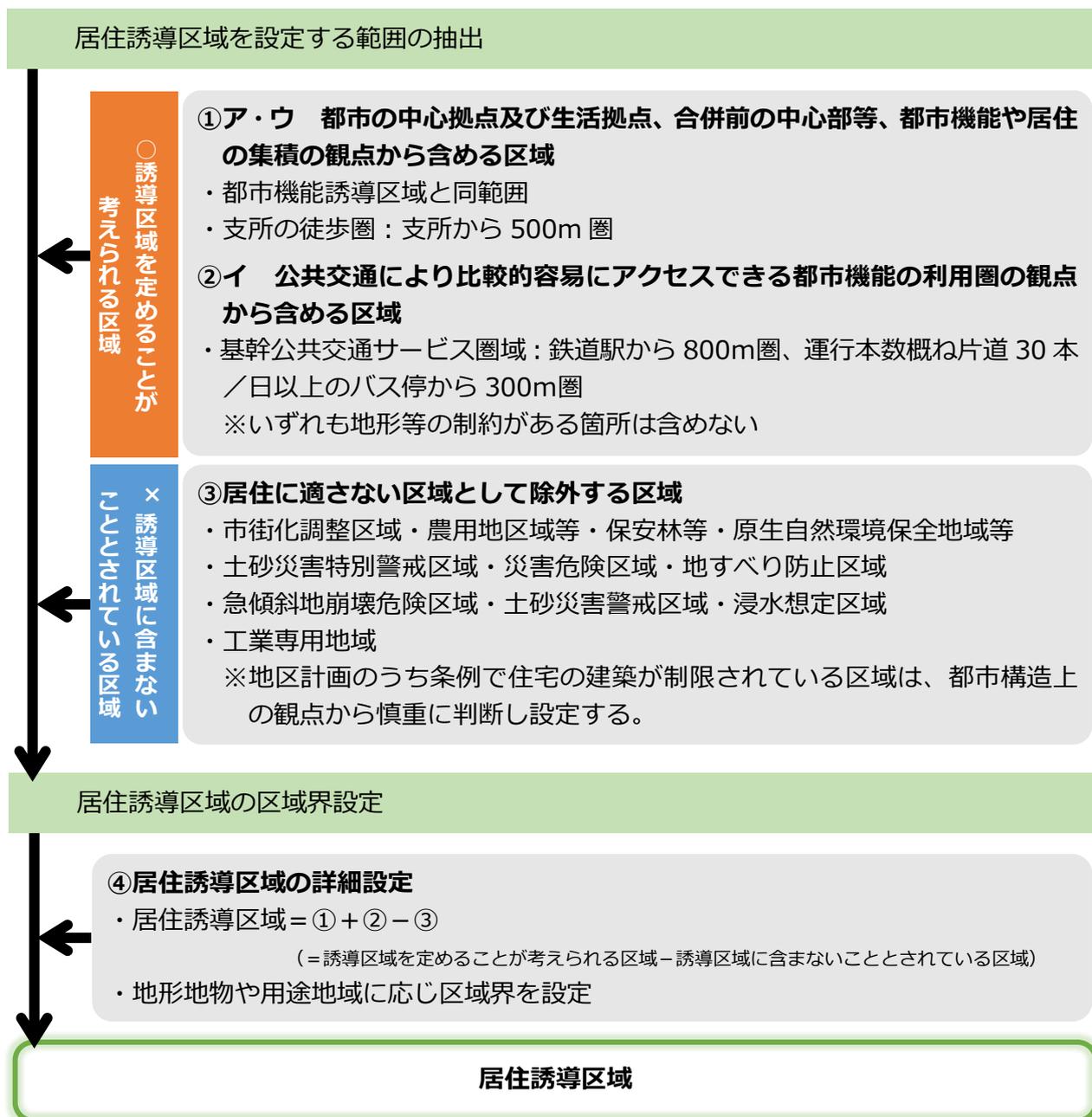




## (2) 居住誘導区域設定方針

居住誘導区域を設定する方針について、以下の考え方・フローに基づき、具体的な区域を設定します。

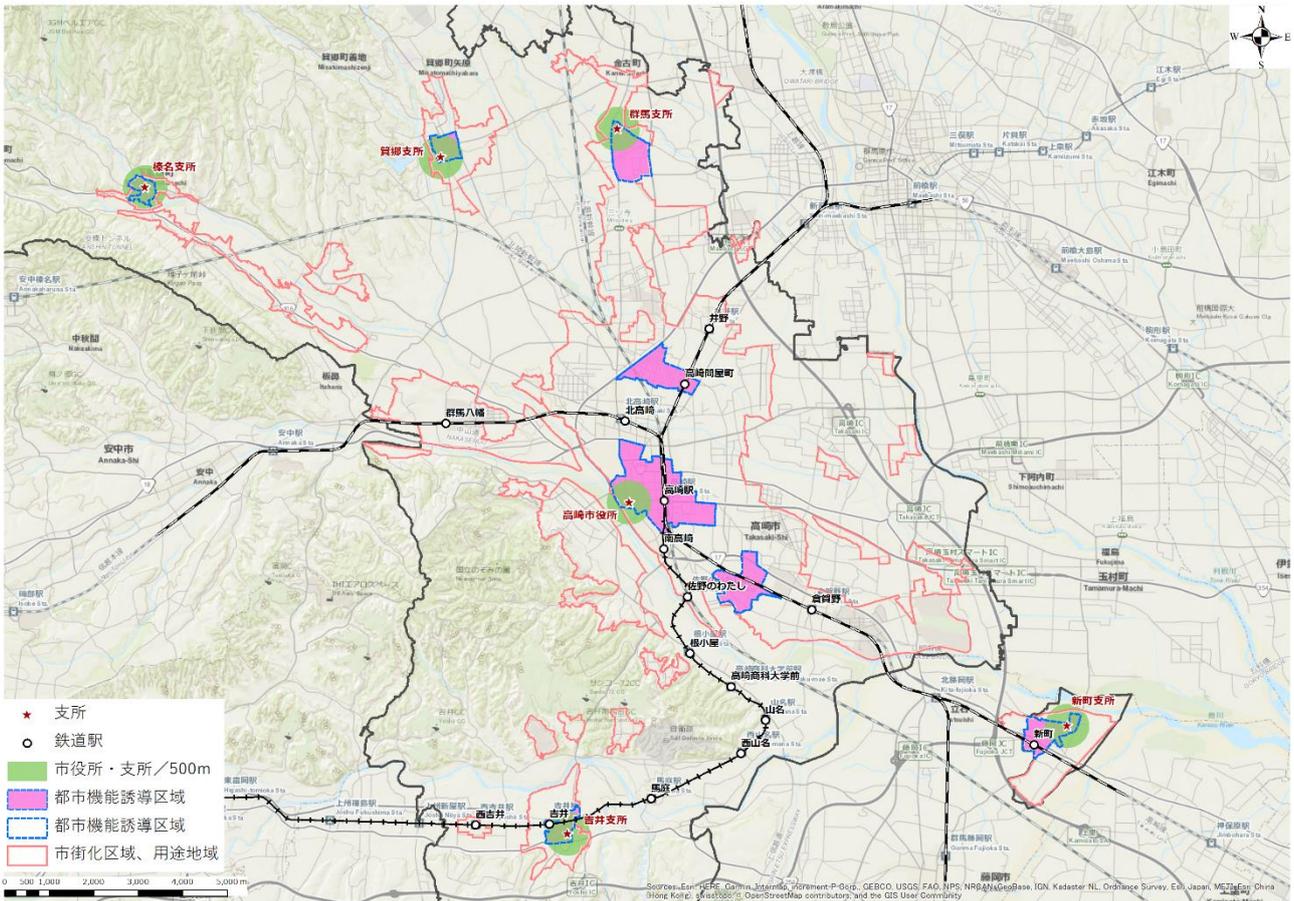
### 居住誘導区域の設定の考え方・フロー



## 2 居住誘導区域の設定

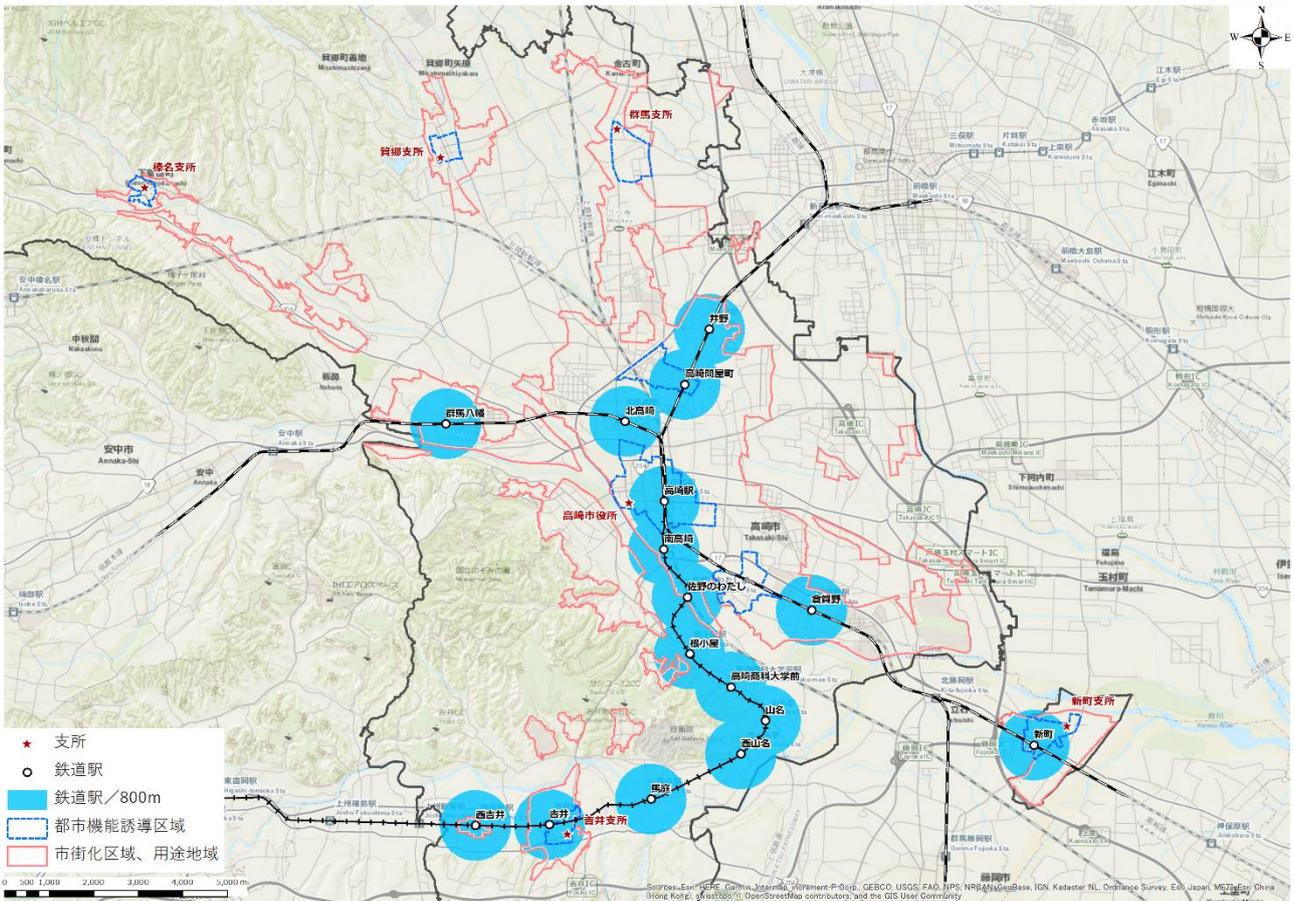
### ○誘導区域を定めることが考えられる区域

- ① ア・ウ 都市の中心拠点及び生活拠点、合併前の中心部等、都市機能や居住の集積の観点から含める区域



- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点として都市機能誘導区域と同範囲
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している範囲として、群馬支所、新町支所、箕郷支所、榛名支所、吉井支所から 500m 圏（高齢者が徒歩で移動できる範囲が 500 m）

② イ 公共交通により比較的容易にアクセスできる都市機能の利用圏の観点から含める区域（その1）

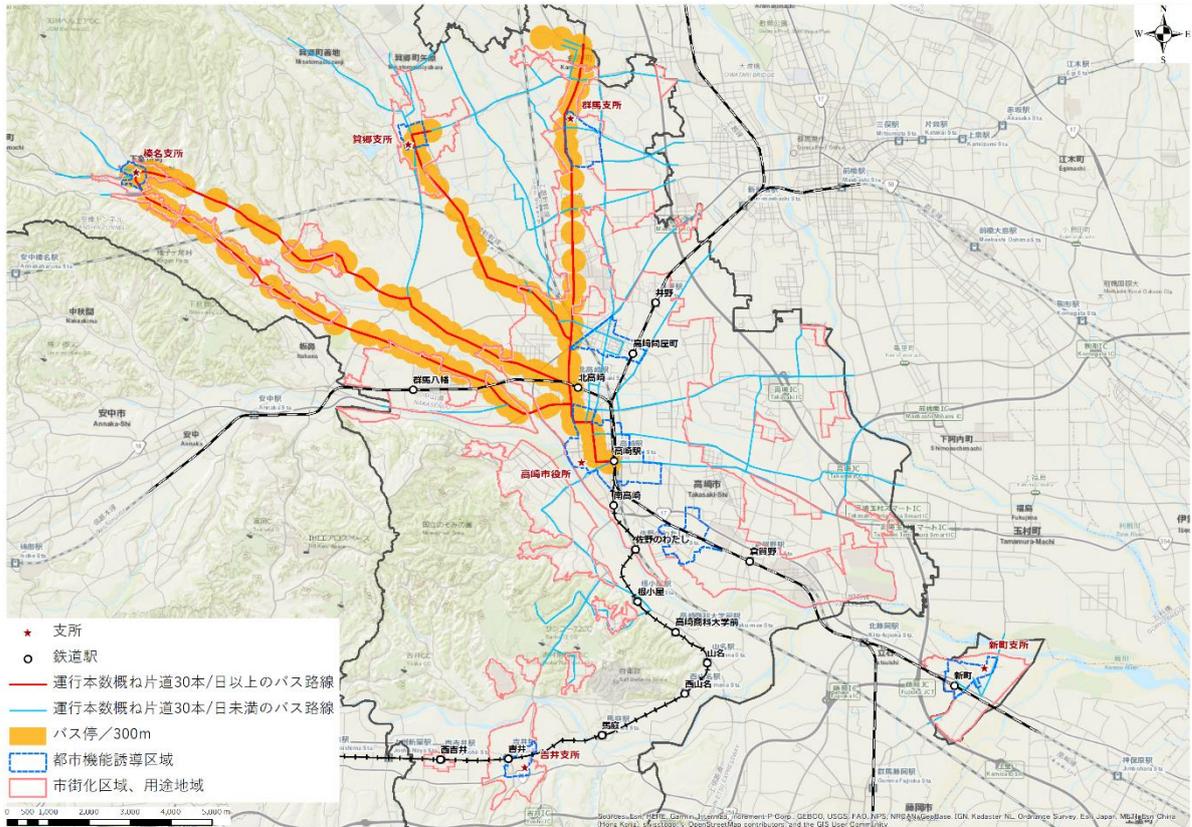


・基幹公共交通サービス圏域：鉄道駅から800m圏

J R東日本：高崎駅、倉賀野駅、新町駅、高崎問屋町駅、井野駅、北高崎駅、群馬八幡駅

上信電鉄：高崎駅、南高崎駅、佐野のわたし駅、根小屋駅、高崎商科大学前駅、山名駅、西山名駅、馬庭駅、吉井駅、西吉井駅

② イ 公共交通により比較的容易にアクセスできる都市機能の利用圏の観点から含める区域（その2）



- ・ 基幹公共交通サービス圏域：運行本数概ね片道 30 本／日以上のバス停から 300m 圏  
(バス停は上下線の間中地点・循環バスは含まない)

関越交通：(群馬地域方面)

高崎駅、あら町銀行前、連雀町、田町、本町三丁目、本町二丁目、本町一丁目、相生町、住吉町、北高崎駅、飯塚本町、追分、小鳥、小鳥四ツ角、大八木、工業団地入口、福島、中泉、三ツ寺、新堀、イオンモール高崎、棟高、観音寺、足門、金古下宿、金古上組、

群馬バス：(箕郷地域方面)

高崎駅、あら町銀行前、連雀町、田町、本町三丁目、本町二丁目、本町一丁目、相生町、住吉町、北高崎駅、飯塚本町、追分、続橋、下小鳥、上郊口、小鳥住宅前、経大附属高校入口、筑縄入口、上小塙、浜川、浜川十字路、行力入口、楽間団地入口、青木、みさとニュータウン、永井外科胃腸科前、箕郷温泉まねきの湯、四ツ谷、箕郷田町、箕郷本町、箕郷営業所

(榛名地域方面本郷経由)

高崎駅、あら町銀行前、連雀町、田町、本町三丁目、本町二丁目、本町一丁目、相生町、住吉町、北高崎駅、西校前、上並榎住宅前、家畜市場前、上並榎、上並榎公民館前、経済大学前、下小塙、唐崎、新井、新井団地西、我峰、我峰神社前、沖白川橋、沖、本郷、岐島屋前、ドドメキ、久留馬小学校入口、高浜団地入口、高浜長信寺前、鳥井沢、神戸、マタイ紙工前、下手長、手長、駒寄入口、長年寺前、下宿角屋前、下室田小学校前、大字会館前、榛名支所前、室田営業所

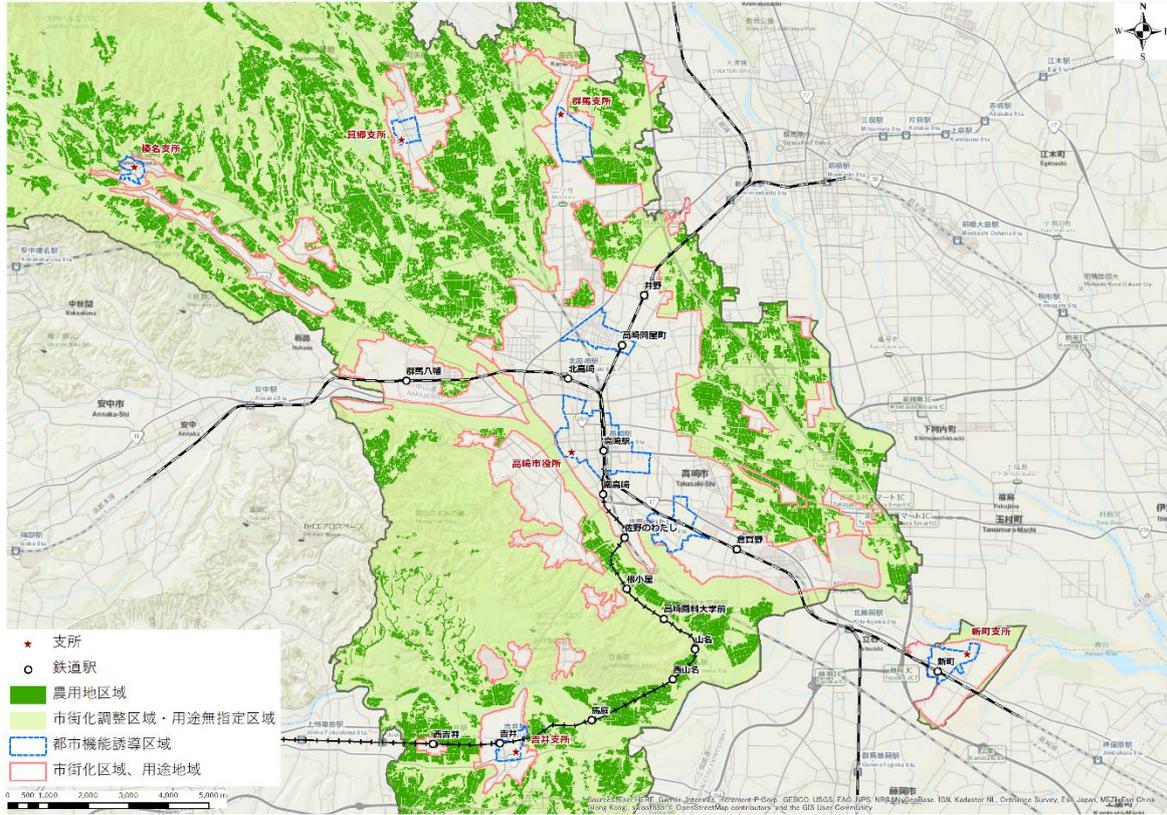
(榛名地域方面里見経由)

高崎駅、あら町銀行前、連雀町、田町、本町三丁目、本町二丁目、本町一丁目、台町、並榎町、下並榎、君が代橋西、下豊岡、団地入口、下台、上台、上豊岡北、引間、剣崎、金井淵入口、西部公民館前、下大島、下大島中島、上大島、八丁目、下里見局前、下里見、根岸、藤棚、中里見、里光集会所前、里見局前、エコー入口、神山下宿、神山上宿、太陽誘電入口、榛名高校入口、室田営業所

※下線は、他の路線と重複しているバス停

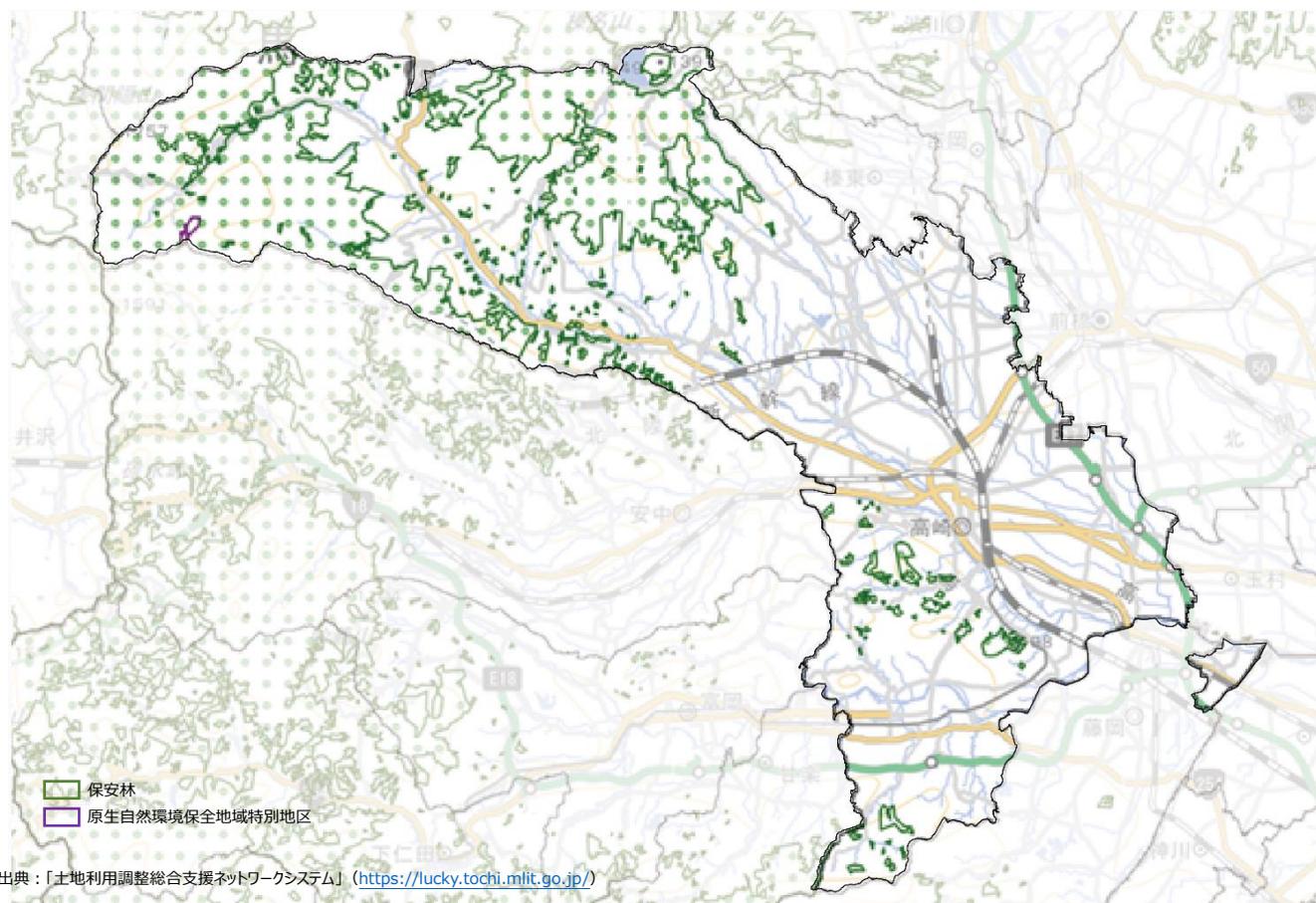
× 誘導区域に含まないこととされている区域等

③ 「法令により、居住誘導区域に含まないこと」とされている区域（その1）



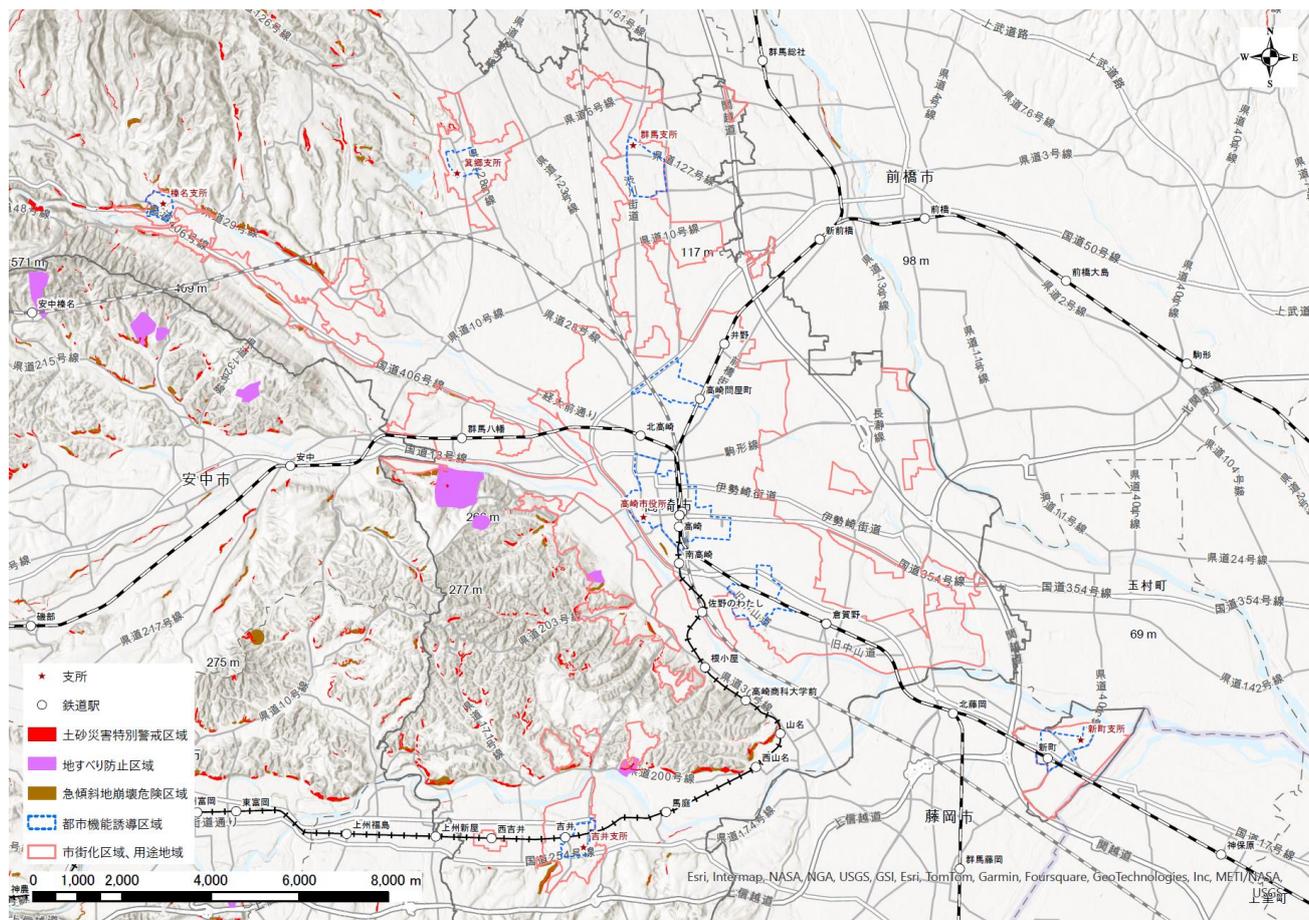
- ・市街化調整区域及び非線引き都市計画区域の用途地域無指定区域は含まない。
- ・農用区域内の農地及び採草放牧地は含まない。

③「法令により、居住誘導区域に含まないこと」とされている区域（その2）



- ・ 森林法の保安林及び保安林予定森林等の区域は含まない。
- ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域の特別地区の区域は含まない。

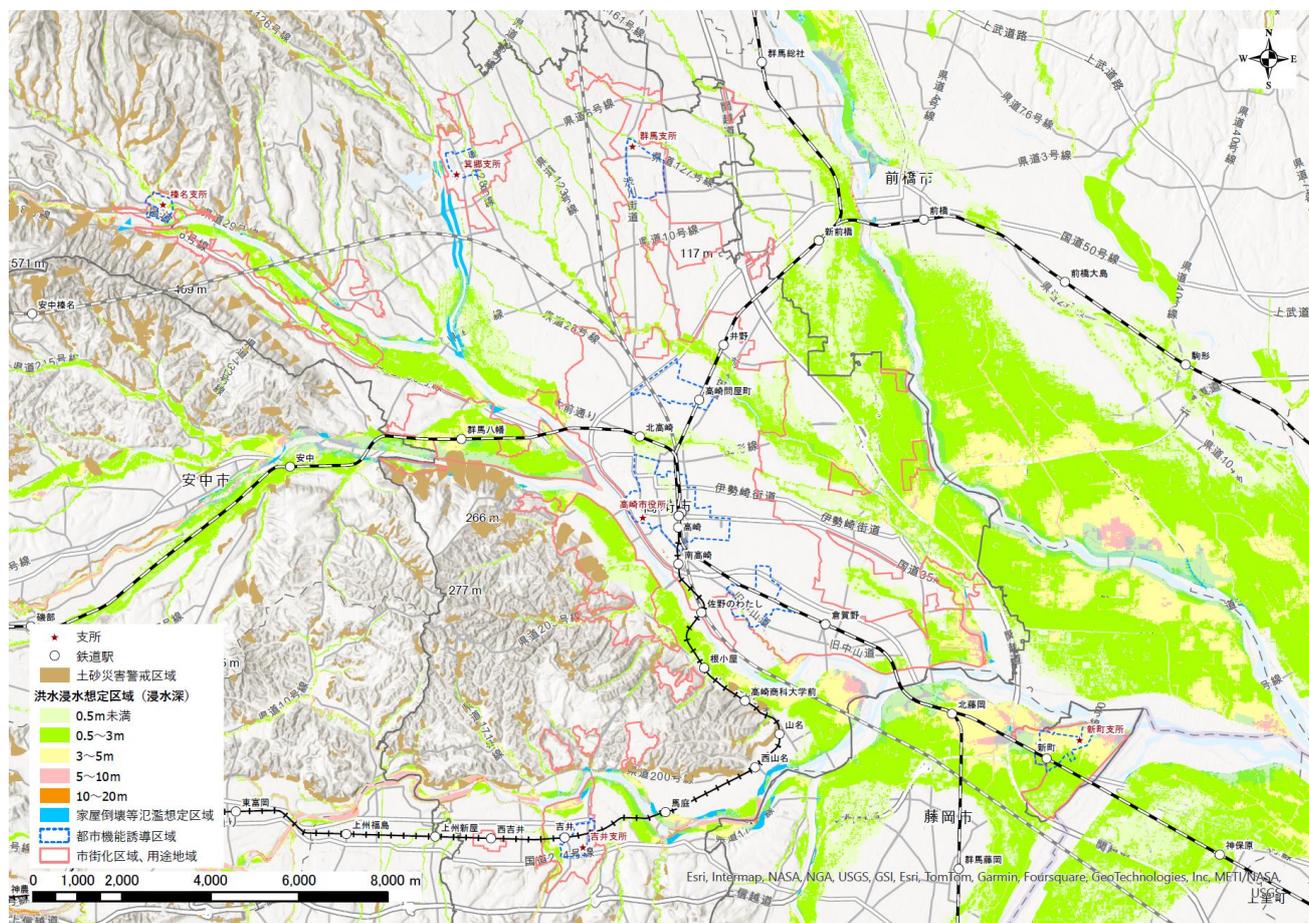
### ③「法令により、居住誘導区域に含まないこと」とされている区域（その3）



- ・土砂災害特別警戒区域は含まない。
- ・災害危険区域※は含まない。
- ・地すべり防止区域は含まない。
- ・急傾斜地崩壊危険区域は含まない。

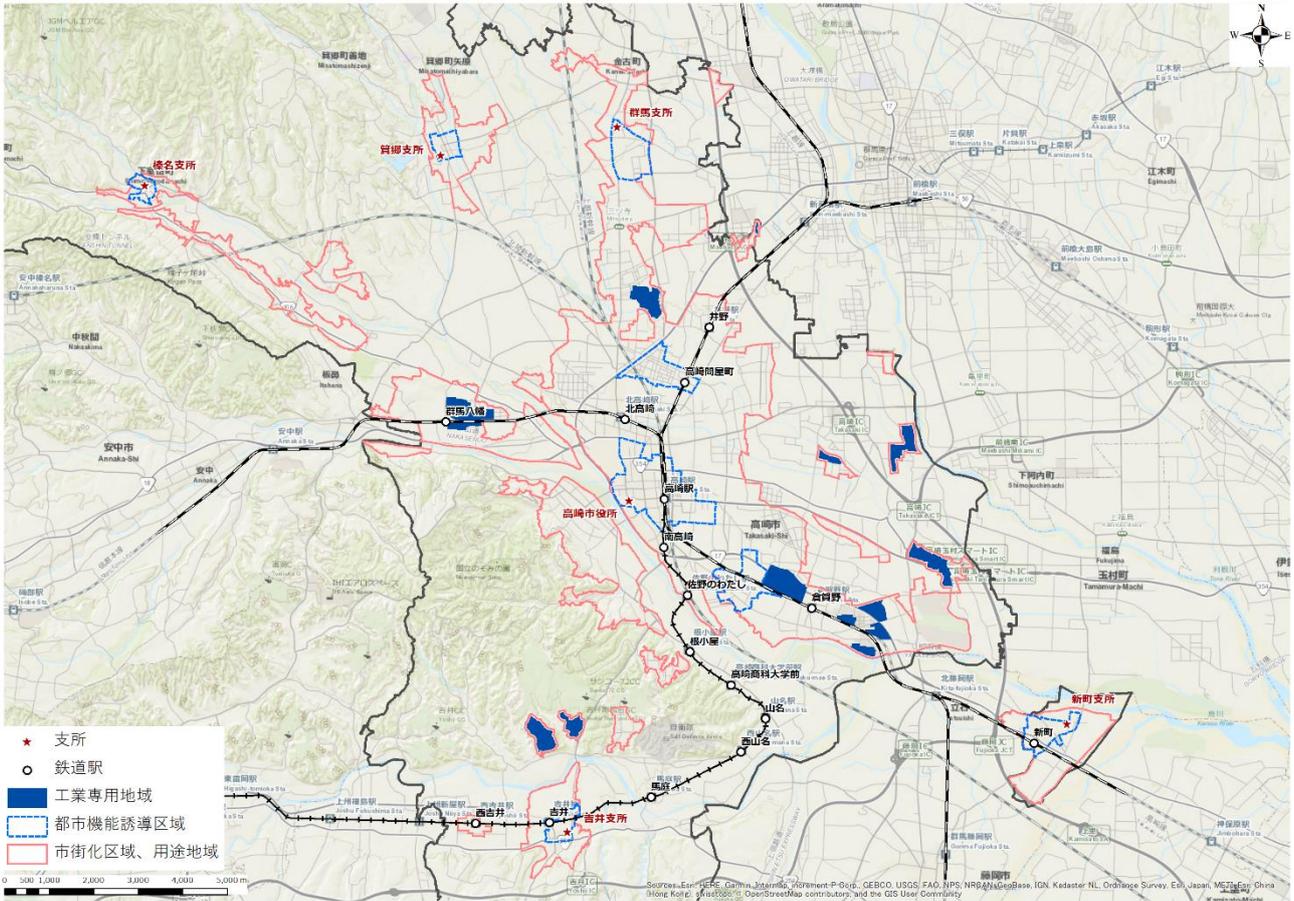
※災害危険区域は、群馬県では急傾斜地崩壊危険区域が災害危険区域として指定されている。

③「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域



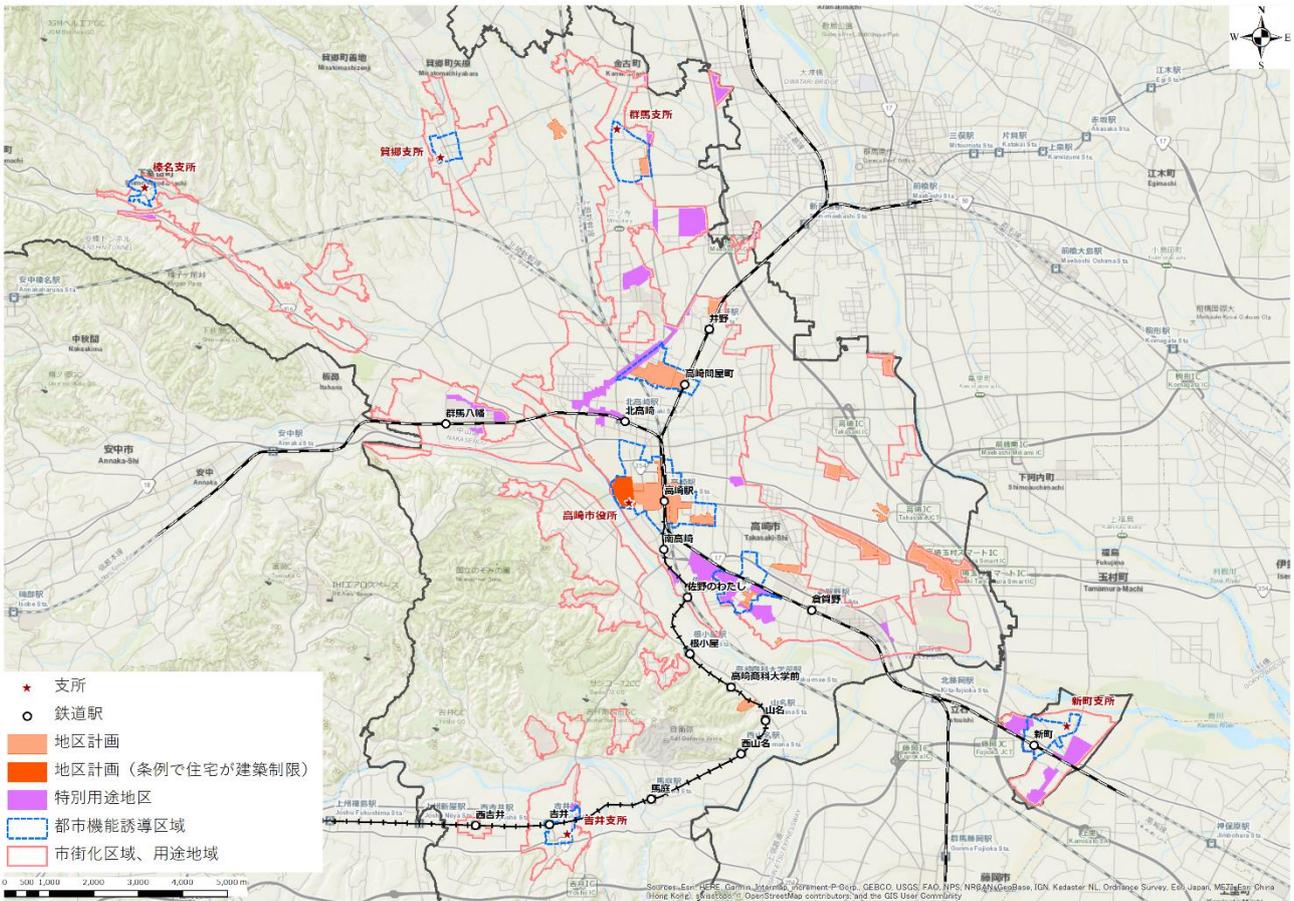
- ・土砂災害警戒区域は含まない。
- ・一部の地域を除き、原則、浸水想定区域は含まない。詳細は「第5章 防災指針」を参照。

③「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域（その1）



・工業専用地域は含まない。

③「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域（その2）



- ・特別用途地区、地区計画のうち条例で住宅の建築が制限されている区域（高崎城址地区地区計画）は含める。

**【高崎城址地区地区計画】**

高崎城址地区地区計画は、住宅の建築が制限されているが、本市の中心市街地に位置し、高崎市役所周辺など都市の拠点的エリアを含むことから、都市構造上の観点から居住誘導区域に含めることとする。

## 居住誘導区域の設定

以上に基づき、居住誘導区域を下図の通り設定します。

